

広域連携物流特区

都道府県名：

茨城県、栃木県、群馬県

申請主体名：

茨城県、栃木県、群馬県

区域の範囲：

水戸市、下館市、結城市、笠間市及びひたちなか市並びに茨城県東茨城郡茨城町、小川町、美野里町、内原町及び大洗町、西茨城郡友部町、岩間町及び岩瀬町、那珂郡東海村、及び那珂町、真壁郡関城町、大和村及び協和町、結城郡八千代町、猿島郡総和町及び境町並びに宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市及び真岡市並びに栃木県河内郡上三川町、芳賀郡二宮町、下都賀郡壬生町、石橋町、岩舟町及び都賀町、安蘇郡田沼町及び葛生町並びに高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市及び館林市並びに群馬県佐波郡赤堀町及び東村、新田郡新田町及び薮塚本町及び邑楽郡邑楽町の全域並びに日立市、常陸太田市、常陸大宮市及び前橋市の区域の一部(旧日立市、旧常陸太田市、旧久慈郡金砂郷町、旧那珂郡大宮町、旧前橋市)

ひたちなか市ほか



特区の概要：

港湾地域と北関東自動車道沿線地域等において、茨城・栃木・群馬の3県が共同で物流拠点の形成とネットワーク化を促進することにより、首都圏における新たな物流拠点の形成を図る。港湾においては、仮ナンバー表示の柔軟化により手続負担の軽減やコスト低減を図るとともに、内陸部においては、保税蔵置場の距離要件の緩和により物流拠点の効率化を図る。

適用される規制の特例措置：

- ・保税蔵置場設置基準の弾力化
- ・自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化



常陸那珂港



北関東自動車道